

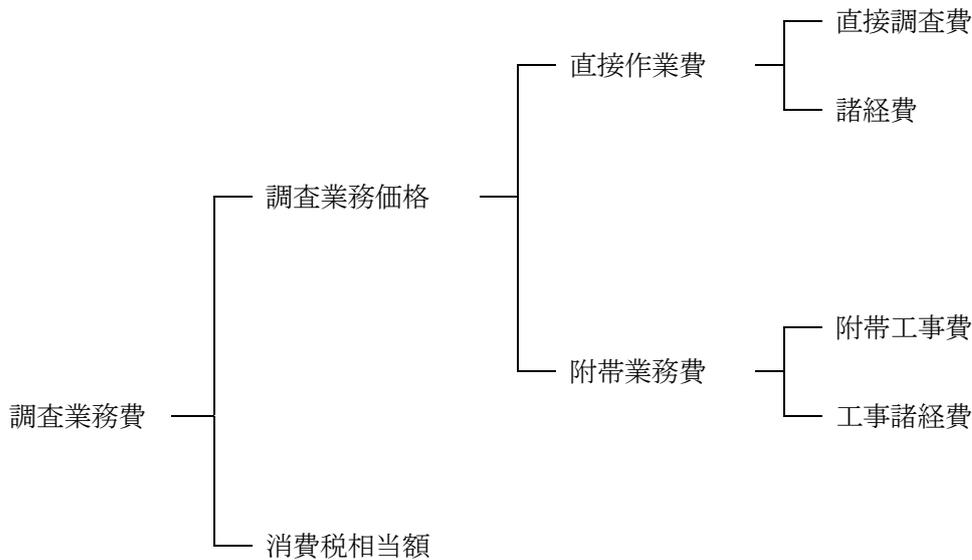
神奈川県水源林確保事業地積測量委託業務積算基準

1 適用範囲

この神奈川県水源林確保事業地積測量委託業務積算基準は、神奈川県水源林確保事業地積測量委託業務実施要領第2の事務を委託する場合に適用するものとし、同要領第5の規定に基づき、設計積算の基準を定める。

2 委託費の構成

この積算基準による委託費の構成は、次のとおりとする。



3 費目の内容等

(1) 直接調査費は、水源林確保地積測量委託業務に必要な人件費で、別紙委託歩掛を標準とするものとし、積算に係る土地家屋調査士、補助者A及び補助者Bの基準日額は、次表に掲げる設計業務委託等技術者単価を使用するものとする。直接調査費は1円単位（1円未満切捨て）とする。

職種名	設計業務委託等技術者単価
土地家屋調査士	測量主任技師
補助者A	測量技師補
補助者B	測量助手

(2) 諸経費は、事務所維持経費等直接調査費で積算される以外の経費で、直接調査費の40%を標準とする。諸経費は1円単位（1円未満切捨て）とする。

(3) 附帯工事費は、刈払いや石標材料費、運搬費等の附帯工事の人件費、材料費等を計上する。附帯工事費は1円単位（1円未満切捨て）とする。

(4) 工事諸経費は、附帯工事費に必要な経費で、附帯工事費で積算される以外の経費であり、次表により附帯工事費に応じて設定されている諸経費率を、当該付帯工事費に乗じて得た額を計上する。工事諸経費は1円単位（1円未満切捨て）とする。

附帯工事費の区分	工事諸経費の率
600万円以下	5.40%

600万円を超え10億円以下	次の算出式により求められた率
10億円を超えるもの	—

算定式

$$Kr = A \times P^b$$

ただし、Kr：工事諸経費率（単位：％）

P：附帯工事費（単位：円）

A：変数値＝24.0

b：変数値＝－0.0956

諸経費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位止めとする。

- (5) 歩掛に補正係数を乗じた場合の端数処理は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする
- (6) 単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。
- (7) 明細表における各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切捨て）とする。
- (8) 業務内訳表における各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切捨て）とする。
- (9) 調査業務価格は、10,000円止め（10,000円未満切捨て）とする。ただし、500,000円未満の調査業務価格は1,000円止め（1,000円未満切捨て）とする。

4 契約の単位

契約は候補地ごとを原則とするが、隣接するもの及び近接地で併せて契約することが現地の作業上合理的なものについては一体として契約することができるものとする。

5 設計業務単価の適用

(1) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時1回、中間打合せ5回、成果物納入時1回を標準とする。

(2) 調査業務

ア 資料調査

資料調査とは、法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合及び分析整理、調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検の作業をいう。

(ア) 公簿類とは、法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称である。

数量は、確保予定地及び隣接地の筆数とする。

(イ) 地図類とは、法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称である。

地図は、法務局備え付けの地図又は土地所在図をいう。

地図類は、地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図、区画整理組合、土地改良区等が保有する土地所在図又は個人が保有する古地図等をいう。

数量は、確保予定地及び隣接地の筆数とする。

(ウ) 図面類とは、法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称である。

確定測量図とは、面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。

図面は、法務局備え付けの地積測量図をいう。

測量図は、地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図、土地区画整理組合、土地改良区等が保有する確定測量図をいう。

(エ) 疎明書面とは、登記識別情報（登記済証を含む。）、相続を証する書面等をいう。

(オ) 図面類、疎明書面は必要な場合に限り計上するものとする。

イ 現地調査

(ア) 事前調査の数量は確保予定地の筆数とする。なお、2筆以上で連続している場合には、筆数

により次の減額率表を適用することができる。

減額率表

連続する土地	減額1筆当たり
2筆から3筆まで	10%
4筆から9筆まで	20%
10筆以上	30%

(イ) 筆界確認とは、現地と公簿類、地図類、図面類との照合、位置の特定、筆界復元及び筆界確認の諸作業をいう。

なお、加減率表の地域区分は市街地（森林）を標準とする。

(ロ) 多角測量は、筆界点の位置特定のための基礎測量であり、国家基準点又は分根点等の既知点からトラバース測量を行うものである。

多角点の当初数量算出方法は、国家基準点あるいは分根点、登記基準点等からの距離に確保予定地の周囲長を加えた距離を30mで除して求めた点数とする。（小数点以下切り上げ）

(ハ) 復元測量とは、筆界の標識の不明又は亡失等のため、既存の資料又は画地調整の計算資料に基づき筆界点を測設する作業をいう。

境界標設置まで含むので、境界点測設は計上しない。

(ニ) 画地調整とは、復元や分筆のため、面積、辺長の区画の調整計算をする作業で、復元型と分筆型に分けられる。

復元型は、数筆の土地の位置の特定又は筆界点の復元をする場合に、基礎測量（現況測量を含む）で得た既設境界標識、境界周辺の構築物、地形等の筆界確定要素となるデータと、地図類及び資料調査で収集した既存資料とを照合・点検し、面積、辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を確定するための作業をいう。（復元測量がその後必要）

分筆型は、1筆又は数筆の土地を分割する場合に面積測量の結果に基づき、各筆の面積、辺長を求める区画計算をいう。

調整の上確定した1区画を基準にし、1区画増すごとに加算額を適用する。

なお、(2)調査業務イ現地調査(ア)の事前調査により、筆界の確認ができ、既存の成果図等と現地が符合する場合には、適用しない。

(ホ) 復元測量復元画地調整は1区画が2筆以上となる場合において、地積更正を行う場合に区画内の筆数を計上する。また、復元測量分筆画地調整は分筆する必要がある場合に必要筆数を計上する。

(ヘ) 立会業務は、隣接所有者と境界を確認し合意を得るための作業又は、民有地と公有地との境界を確定し合意を得るための作業をいう。

なお、加減率表の地域区分は市街地（森林）を標準とする。

(ト) 民有地境界立会は、民有地の境界について、隣接所有者の立会を得て境界標の認否、合意の有無等を確認し、筆界の確認を行う作業をいう。

「用語の定義」

A. 立会・確認

境界立会において、既存の境界標識が容易に直視でき、明確な資料が存する場合にする、相隣者間の合意を得る作業をいう。

B. 測距・探索

境界立会において境界標識が容易に発見できない場合にする、収集資料に基づいて距離及び角度を測定し、概ね15cm程度の表土除去により境界標を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。

C. 特殊作業

境界立会において境界標識の全部又は一部が発見できない場合にする、既存の調査資料に

基づき距離、角度の測定により掘削、破碎、伐採等の作業を行って境界標を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。

- (ケ) 公共用地境界立会は、公共用地（道路、水路等の長狭物及びその他の公有地）と私有地との境界の確認（明示）申請及び筆界確認作業をいう。

業務及び作業の内容によって、Aランク、Bランク、Cランクに区分する。

「用語の定義」

A ランク

公共用地を管理する官公署等に対し、境界確認申請に案内図、付近見取図、公図写等を添付して申請手続を行い、かつ、平易な現地での立会作業をする場合をいう。

B ランク

境界確認申請書に、A ランクの図面類のほか、現況測量図及び横断図面を添付して申請手続を行った上、現地において添付図面に基づいて状況説明を行い、道水路にあっては、幅員の測距、不動点、永久標識及び構築物等から筆界点の点検、確認を行う作業をする場合をいう。

C ランク

境界確認申請書に、A ランク及びB ランクの図面類のほか、登記事項証明書（登記簿謄本を含む。）、現況写真、道水路の場合は、対面する土地所有者の同意書等を添付し申請手続を行った上、立会の事前協議、公共用地境界標の事前測設を行い、現地立会において各土地所有者全員の立会を得て、筆界を確認する等複雑で特殊な作業（引照点測量及び境界明示証明書交付手続を含む）をする場合をいう。

(3) 測量業務

ア 面積測量

面積測量の地域区分は山林その他（耕地）を標準とする。

イ 境界標設置

- (ア) 境界点測設は、分筆する場合に、木杭等をもって現地に分割点を測設する作業に適用する。

また、木杭、金属鋌、刻み及び60cm未満のコンクリート杭又は合成樹脂杭で根巻きを施さない物は測設として扱う。

加減率の地域区分は市街地（森林）を標準とする。

- (イ) 確保予定地周囲の境界以外の筆界の点は境界点測設を適用し、プラスチック樹脂杭（45mm×45mm×450mm）とする。

- (ロ) 境界標埋設は、筆界点（境界点）に永続性のある標識を設置するために必要な作業をいう。

使用する杭はコンクリート杭（100mm×100mm×600mm）を標準とする。杭が設置できない場合は、引照点測量又は引照点として同規格の杭を設置できるものとする。

- (ハ) 中間点等コンクリート杭の必要がない場合は境界点測設を適用し、プラスチック樹脂杭（JIS6932 70mm×70mm×450mm）を使用することができるものとする。（地質等の条件で樹脂杭が使用できない場合は、金属鋌等を使用できるものとする。）

- (ニ) 引照点測量は筆界点の特定（永久標識を設置できない筆界点を含む）又は亡失に備え、境界標の復元のため、あらかじめ近傍の恒久的地物等と筆界の位置関係を明確にするための作業をいう。

加減率の地域区分は市街地（森林）を標準とする。

- (ホ) 引照点測量は必要な場合に限り計上するものとする。

- (ヘ) 樹脂杭、境界点杭の単価は、別途定める。（金属鋌等の単価は諸経費で対応し、別途計上しない）

- (ヘ) 杭の運搬費は必要に応じて計上するものとする。

(4) 申請手続き業務

数量は必要筆数を計上し、単位は1筆（合筆、分筆は2筆）とし、それ以上は加算額を適用するものとする。

(5) 成果品の作成

ア 成果品は必要に応じて計上するものとする。

イ 実測マイラー図は確保予定地1箇所につき1葉を計上するものとする。ただし、確保予定地が大面積である等、1葉では不適當な場合には、必要な葉数を計上するものとする。

ウ 境界承諾調印は境界図1種類を1事務とし計上するものとする。

附 則

この基準は平成11年4月1日から適用する。

附 則

この基準は平成13年4月2日から適用する。

附 則

この基準は平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この基準は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は平成20年7月1日から適用する。

附 則

この基準は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は平成23年7月1日から適用する。

附 則

この基準は平成26年6月1日から適用する。

附 則

この基準は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は令和3年4月1日から適用する。

別紙 委託歩掛

1 作業計画

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
打合せ協議		1回	0.5	0.5		

2 調査業務

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(1)資料調査	ア. 公簿類	1筆個	0.016			
	イ. 地図類	1筆	0.016			
	ウ. 図面類	1筆個	0.036			
	エ. 疎明書面	1件	0.074			
(2)現地調査						
①事前調査		1件	0.284	0.284	0.218	
②筆界確認	ア. 多角測量	1点	0.168	0.168	0.125	
	イ. 復元測量	1点	0.117	0.117	0.056	
	ウ. 画地調整	1区画	0.254	0.254		
	〃	加算1区画ごと	0.169	0.169		
注：②筆界確認のア、イ及びウについては、それぞれ別表1、2及び3の加減率によるものとする。						
③立会	ア. 民有地境界					
	A. 立会確認	1点	0.069	0.069	0.041	
	B. 測距・探索	1点	0.090	0.090	0.062	
	C. 特殊作業	1点	0.111	0.111	0.083	
	イ. 公共用地境界					
	Aランク	1点	0.148	0.148	0.093	
	Bランク	1点	0.521	0.521	0.264	
	Cランク	1点	0.636	0.636	0.328	
注：③立会については、別表4の加減率によるものとする。						

3 測量業務

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(1)面積測量	地積					
土地	100㎡以下	1件	0.418	0.418	0.176	
	200㎡以下	1件	0.518	0.518	0.249	
	300㎡以下	1件	0.596	0.596	0.306	
	400㎡以下	1件	0.661	0.661	0.353	
	600㎡以下	1件	0.771	0.771	0.433	
	800㎡以下	1件	0.864	0.864	0.500	
	1,000㎡以下	1件	0.944	0.944	0.559	
	2,000㎡以下	1件	1.264	1.264	0.791	
	3,000㎡以下	1件	1.509	1.509	0.969	
	4,000㎡以下	1件	1.715	1.715	1.119	
	5,000㎡以下	1件	1.897	1.897	1.252	
	5,000㎡超	1,000㎡	0.141	0.141	0.103	
注：(1)面積測量については、別表5の加減率によるものとする。						
(2)境界標設置	ア. 境界点測設	1点	0.095	0.095	0.052	
	イ. 境界標埋設	1点	0.093	0.093	0.093	
	ウ. 引照点測量	1点	0.128	0.128	0.076	
注：(2)境界標設置のア、イ及びウについては、それぞれ別表6、7及び8の加減率によるものとする。						

4 申請手続き業務

種別	単位 (1件当り)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
土地					
表示	1筆	0.224	0.208		
	加算 1筆増すごと	0.162	0.074		〃
分筆	分筆後の土地2筆まで	0.274	0.157		〃
	加算 1筆増すごと	0.074	0.012		〃
地積の変更・更正	1筆	0.224	0.157		〃
	加算 1筆増すごと	0.162	0.024		〃
合筆	合筆前の土地2筆まで	0.074	0.157		〃
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		〃
地目の変更	1筆	0.074	0.157		〃
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		〃
滅失	1筆	0.074	0.157		〃
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		〃
所有者の更正	1筆	0.074	0.157		〃
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		〃
所有者の表示変更・更正	1筆	0.074	0.157		〃
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		〃

注：数筆の土地を分筆する場合において、同一の嘱託書で嘱託するときは、2筆目から25%を減額する。ただし、分筆後の土地が3筆以上となる場合の加算額(加算1筆増すごと)は、減額しない。

【参考】申請手続き業務の内訳

種別	細別	単位 (1件当たり)	土地家屋 調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
土地						
表示	申請手続き・図面等	1筆	0.224	0.208		
	内訳	申請手続き	0.074	0.157		
		所在図	0.000	0.049		
		地積測量図	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等	加算 1筆増すごと	0.162	0.074		
	内訳	申請手続き	0.012	0.024		
		所在図	0.000	0.049		
		地積測量図	0.149	0.000		
分筆	申請手続き・図面等	分筆後の土地2筆まで	0.274	0.157		
	内訳	申請手続き	0.074	0.157		
		地積測量図	0.200	0.000		
	申請手続き・図面等	加算 1筆増すごと	0.074	0.012		
	内訳	申請手続き	0.024	0.012		
		地積測量図	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等	分筆後の土地2筆まで (同一嘱託書による嘱託)	0.205	0.117		
	内訳	申請手続き	0.055	0.117		
		地積測量図	0.150	0.000		
地積の変更・更正	申請手続き・図面等	1筆	0.224	0.157		
	内訳	申請手続き	0.074	0.157		
		地積測量図	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等	加算 1筆増すごと	0.162	0.024		
	内訳	申請手続き	0.012	0.024		
		地積測量図	0.149	0.000		
合筆		合筆前の土地2筆まで	0.074	0.157		
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
地目の変更		1筆	0.074	0.157		
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
滅失		1筆	0.074	0.157		
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正		1筆	0.074	0.157		
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更		1筆	0.074	0.157		
		加算 1筆増すごと	0.012	0.012		

5 その他

(1) 杭運搬

境界標に使用する杭を運搬する必要がある場合に計上する。

杭の運搬の歩掛は、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）の人肩運搬を標準とし、種別は二次製品を適用する。なお、運搬距離は次式により算出した水平換算距離によることを標準とする。

水平換算距離＝水平距離＋（距離間の最高標高点と最低標高点の高低差）× 6

委託歩掛加減率

地域区分

- 耕地 農耕を主とする地域
- 村落地 市街地又は準市街地に隣接した田園地帯で農耕を主とする地域（家屋密集率 20%程度）
- 原野 雑草、灌木類が生育している地域（家屋密集率 20%相当程度）
- 準市街地 建物が街並を形成する地域（家屋密集率 40%程度）
- 市街地 交通、経済、文化等の中心となる地域（家屋密集率 60%程度）
- 森林 木竹が集団となって生育している地域で、木が多く視通の悪い所（家屋密集率 60%相当程度）
- 過密市街地 政令に定める都市又はこれに準ずる都市で建物が最も密集している地域（家屋密集率 80%以上）
- 山林その他 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地及び雑草灌木類が生育している地域

別表1 多角測量（2-(2)-②-ア関連）

難易度	地域区分				
	山林その他 (耕地)	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
測点3点以内	50	80	100	120	150
測点4～6点以内	70	100	120	140	150
急傾斜地及び測点7点以上	90	120	140	150	150

備考 難易度については次のとおりとする。

- ・測点とは器械点（多角点）から測角・測距を実施した細部現況点をいう。
- ・急傾斜地とは平均斜度 15 度以上の斜面をいう。
- ・加減率表は各器械点（多角点）又は急傾斜地ごとの難易度に応じて適用する。

別表2 復元測量（2-(2)-②-イ関連）

地域区分	山林その他 (耕地)	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
加減率	50	80	100	120	150

別表3 画地調整（2-(2)-②-ウ関連）

難易度	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	50	100	130	150

注1 分筆における区画割りのための画地調整は、原則として難易度容易欄を適用する。

注2 難易度の区分は、次のとおり。

- 容易 土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、詳細な数値資料（各筆の座標計算簿、座標による面積計算簿等）があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内で一致し、微量の筆界調整計算を行って容易に筆界点が求められる場合をいう。
- 普通 土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、筆界点間の距離、内角又は方向角の記載された図面等の資料があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内でほぼ一致し、筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をい

う。

困難 筆界点を特定する資料が無く、また数値資料があっても現地復元性に乏しく、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが類似しており、公図割込み、按分計算等複雑な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

非常に困難 筆界点を特定する資料が無く、また数値資料があっても現地の形状と大きな差異があり、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが大きく異なっている場合で、地域の特殊事情、歴史的経過等を考慮し参考図面類をデジタイザーで座標読み取りをして、局部修正をしながら、必要な公図割込み、按分計算等高度な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

別表4 立会業務（2-(2)-③関連）

難易度	地域区分				
	山林その他 (耕地)	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容易	50	60	80	100	130
普通	50	80	100	120	150
困難	70	100	120	140	170
非常に困難	90	120	140	160	180

注1 難易度の適用については、利害関係人、地形、障害、立会の諸要件を考慮して運用するものとする。

容易 対象土地及び利害関係人が少なく、隣接地周辺が平坦地で、建物・構造物・樹木・車両・通行人等の障害が全く存在せず、境界標識が直視でき、かつ、容易に合意が得られる場合をいう。

普通 対象土地及び利害関係人が筆数程度で、隣接地周辺が平坦で建物・構造物・樹木・車両・通行人等の障害が少なく、境界標識の確認が容易で、かつ、合意が支障なく得られる場合をいう。

困難 対象土地及び利害関係人が筆数を超え、隣接地周辺が、建物・構造物・樹木・車両・通行人等の障害が多く、かつ、合意を得ることが困難な場合をいう。

非常に困難 対象土地が、周辺土地又は対面土地等にわたり、かつ、筆数を超え、利害関係人が多く、隣接地周辺が、建物・構造物・樹木・車両・通行人等の障害が過密で、かつ、合意を得ることが非常に困難な場合をいう。

注2 難易度が各点で異なる場合の取扱いは、それぞれ筆界点ごとの難易度に応じて適用する。

別表5 面積測量（3-(1)関連）

難易度	地域区分				
	山林その他 (耕地)	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
器械点2点又は境界点4点	50	60	80	100	130
器械点3点又は境界点6点	50	80	100	120	150
器械点4点又は境界点8点	70	100	120	140	170
器械点5点又は境界点10点	90	120	140	160	180
器械点6点以上又は境界点11点以上	110	140	160	170	180

別表6 境界点測設（3-(2)-ア関連）

地域区分	地域区分				
	山林その他 (耕地)	村落 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
加減率	50	80	100	120	150

別表7 境界点埋設（3-(2)-イ関連）

地域区分	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	50	100	140	180

注 難易度の区分は、次のとおり。

容易 黒土、赤土又は砂質土で礫を含まず、地中埋設物、木の根等がなく、埋設が容易な場合。

普通 堅い黒土、赤土、又は砂質土で小さな礫を含み、地中埋設物、木の根等が多い場合。

困難 礫を含んだ粘土質又は、黒土、赤土で、大きな礫を含み、かつ、地中埋設物、木の根等が多く、埋設が困難な場合。

非常に困難 アスファルト、コンクリート、岩盤等の破碎作業を伴う場合。

別表8 引照点測量（3-(2)-ウ関連）

地域区分	地域区分				
	山林その他 (耕地)	村落 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
加減率	50	80	100	120	150